

(仮称) 小田原市こども計画の策定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市こども計画の策定
政策等の案の公表の日	令和6年12月13日(金)
意見提出期間	令和6年12月13日(金) から令和7年1月14日(火) まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、子育て政策課窓口)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	36件(6人)
インターネット	6人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、反映したもの	8
B	意見の趣旨が、既に反映されているもの	3
C	今後の検討のために参考とするもの	25
D	その他(質問など)	0

〈具体的な内容〉

(1) 策定の背景に関すること (10 件)

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	男性の未婚率について男性は 25～29 歳は 0.7 ポイント、30～34 歳は 4.8 ポイント、35～39 歳は 2.8 ポイントの差があることを若干高い未婚率としており、女性は 25～29 歳は 0.8 ポイント、30～34 歳は 2.0 ポイント、35～39 歳は 0.8 ポイントの差があることを高い未婚率と評価しているが、若干高いと高いはどのように評価しているのですか？	A	「若干」など相対的な比較を表現する説明を省き、御意見を踏まえ修正します。
2	こどもを 18 歳未満とするのであれば子育て支援センター、私立中学校、公立高校、私立高校を追加してください	A	御意見を踏まえ修正します。
3	タイトルを計画の対象に合わせて「小田原市こども・若者及び子育て世帯計画」とすべき。	C	本市固有の名称についても検討いたしましたが、こども基本法に基づく努力義務として策定するこども計画であるため、この名称としたものです。
4	小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の回答率が低い。行政による支援対象の全体と外縁を知るためであれば行政のアンケートに答えない層に対する働きかけこそが重要ではないか。アンケートのような定量調査の行き届かなさを座談会や個別ヒヤリングのような定性調査で補完する、つまり、未回答者に対して、サンプリングしたうえであっても、カウンセリング	C	今後の参考とさせていただきます。

	までを行わないとアンケート調査の試み全体が無意味となるのではないか。回収率を高めるか、定性調査を加味しないと「誰一人取り残さないための支援」は出来ないと考える。		
5	市の人口と世帯の状況についても実態と推移を分析するだけでは、今後取るべき政策のための情報としては不足と考える。また、小田原市の面積は広く、地区ごとにこども、若者、子育てに関わる環境や条件も異なる。現況と、より理想に近い状況とを比較する意味で、教育や子育てのライフステージに応じて市外、あるいは市内での転居の希望があるか、その理由、転居先として検討する他の市町村名、市内において教育や子育てのために住みたい地区、学区、駅、こどもの人数や年齢に応じた住居の種別、面積、親世代と同居についての意向、などアンケート調査すべきと考える。	C	今後の参考とさせていただきます。
6	未婚率は全国平均だけでなく県平均や首都圏の他の自治体と比較すべきで、それによって小田原の相対的な地域性をより具体的に把握できる。 女性の労働力率は、子育て世代の離職によるM字カーブの動向も知る参考として、より高年齢のデータも示すべき。	A	御意見を踏まえ、未婚率に県平均を加えました。労働力率についても加えることとしました。また他の自治体との比較は、今後の参考とさせていただきます。
7	小田原市の特性を考えるとコロナ禍前後の失業率のデータも示すべき。	C	今後の参考とさせていただきます。

8	婚姻数と離婚数の情報は不要と思えるが、あえて有用かも知れない関連データをあげれば、離婚率の県平均や首都圏の他の自治体との比較と思える。	C	今後の参考とさせていただきます。
9	保育所、幼稚園については対象年令別の通所・通園率、また放課後児童クラブについては対象年齢別の利用率を示すべき。	C	今後の参考とさせていただきます。
10	認定こども園については他の施設の利用条件には該当しない利用者の割合を示すべき。	C	今後の参考とさせていただきます。

(2) 施策の展開に関すること (23 件)

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	基本目標の1「全てのこども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現し、自己肯定感をもって生きられる環境づくり」と2「全てのこども・若者の人権を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障する社会づくり」について、両者の間に大きな違いを認識できない。むしろ生育環境において身体的、精神的、経済的な問題に十分な支援を受けられることを、基本目標として特に言及すべき。	B	基本目標1は、こども自身の目標とする姿に向かえるような環境づくりであり、基本目標2は環境づくりをする際の前提として配慮することを示していると考えていますが、分かりやすい表記については、今後の参考とさせていただきます。
2	基本目標の3「こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支える仕組みづくり」については、「ライフステージに	B	基本目標は全ての施策に共通した目標を示しており、切れ目なく対応することや若い世代の生活基盤の安定については重要なことであり、その取り

	応じて切れ目なく対応すべきこと」 「特に子育て当事者を含む若い世代に必要な生活基盤の安定を図るべきこと」が表現として伝えきれていないように思える。		組みを行うときは基本目標にある連携や協働を意識して行うことになると考えています。
3	基本施策Ⅰとして「ライフステージを通した施策」とあるが、若者から子育て当事者へのライフステージ移行については、切れ目のない対応の対象としていないように見える。若者に対して、「希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます」、「それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます」をかなえる施策が要請される。それに応じた基本施策Ⅱも要請される。	C	子育て当事者への移行についての計画への反映は、今後の参考にさせていただきます。
4	基本的な視点の「こども・若者の視点」に「こども・若者の最善の利益が実現される社会を目指し、こども・若者の視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるようこども・子育てから若者への支援を推進することが必要です」とあるが、これではあくまで他者（行政）がこども・若者の視点に立ったつもりで考えるということであり、こども・若者が当事者として意見表明など権利行使することの担保となっていない。それをそのまま施策に反映させるために、こども・若者当事者による	B	こども・若者の意見表明の機会の創出には重要であると認識しており、これを前提とした仕組みの構築について計画の全体として盛り込み済です。

	意見表明の十分な機会を確保する制度設計を要望する。		
5	基本的な視点の「子育て中の保護者に対する支援の視点」に「子育ては、こどもに限りない愛情を注ぐことを通して、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親も親として成長していくという尊い営みです」とあるがこれは価値観の一例に過ぎず、社会的養護のみならず、子育て支援制度、施設を利用した社会的養育が当然のものであれば、この表現を普遍的なものとして用いるべきでないと考える。また「子育て中の保護者に対する視点」という表現は、子育て中の保護者を客体とする、あくまで行政を主体とした視点と解される。お仕着せの支援ではなく、子育て当事者自身の意見をそのまま生かすべく「子育て当事者の視点」と変更すべき。予算その他の制約による取捨選択はあっても、施策や支援策の発案は当事者であるべき。	C	こども・若者が主体者であると認識しており、参考にさせていただきます。
6	「行動指針」についてはこども、若者、子育て当事者との関連がほぼ無く、このように抒情的な記載が行動指針とされることの意味が不明である。	C	こども、若者、子育て当事者のみではなく、暮らしの礎となる小田原市の地域特性や状況を踏まえ、地域社会として、それぞれの立場による行動を促したものです。
7	「声なき少数者の存在」、「気づきから行動へ」についても情緒的かつ都合の良い表現であるが、実際の問題は、聞く耳を持たない、あるいは見て見ぬふりをする為政者であるため、行政の	C	市民生活に密着している分野では、市政のみで成果を上げることは難しく、必ずしも行政の行動指針のみとしておりません。また、こども、若者、子育て当事者のみではなく、地域社会と

	行動指針としては「アウトリーチ支援」とするのが妥当と考える。		して、それぞれの立場による行動を促したものです。
8	「分野の垣根を超え、つながりあう地域社会」については「市民一人ひとり」というよりは、施策の総合性を確保するため行政組織内の各部署と若者が主体となって活動する団体、地域で子ども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、子どもや若者に関わる様々な関係者民間団体等との連携を重視すべきことであり、行政の行動指針としては「民間と連携した総合支援」とするのが妥当と考える。	A	御指摘のとおり、公民連携が必要なこともお見込みのとおりですので、加えさせていただきます。
9	成果指標についても、基本目標の記述があまりにも情緒的で、回答が個人の主観、語彙や好む表現に大きく左右されるように思える。そうであれば、毎回同じ母集団に限定してアンケートを実施し、変化率を見るのでなければほとんど無意味と考える。	C	今後の参考とさせていただきます。
10	アンケート結果により成果を判定したいのであれば、より普遍的に判断が可能と思われる指標を以下に検討してみる。 自分は他人より劣っている（劣っていない）と感じる 自分はまわりから排除されている（排除されていない）と感じる 自分の将来に大きな不安がある（ない） 自分には相談相手が必要（不要）であ	C	アンケート項目をベースとした全体的な表現の中から参照したもので、様々な御意見があることを踏まえることとして、今後の参考にさせていただきます。

	る 自分には相談相手がいる（いない） 市や県の子供、若者に関する制度や教育に不満がある（ない） 政治の子供、若者、子育てに対する政策や態度に不満がある（ない） 自分の子育ての適性や能力に不安がある（ない） 子育て環境や制度に不満がある（ない） しかしながら、成果は施策や事業の対象者数と利用者数などの客観的な基準で評価すべきと考える。		
11	「インクルーシブな社会づくりに向けた啓発」の取組として、ヘイトスピーチに関する人権教育も必要と考える。	C	今後の参考とさせていただきます。
12	「遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流」の取組として、民間が有料で提供している飲食、旅行、エンターテインメント、スポーツなどを実際に体験するための支援が有効と考える。	C	御意見として参考にさせていただきます。
13	「男女共同参画社会における共働き・共育ての推進」のタイトル中の「共働き・共育て」という表現と、その「目指すべき姿」の「夫婦が相互に協力して子育てをしています」という表現は特定の状況にのみ当てはまるものであって、普遍性を持つべきタイトルや目指すべき姿に使うのは妥当ではない。男女共同参画社会基本法は、第一	A	御意見を踏まえ、修正させていただきます。

	義的には、社会制度や慣行における男女平等の問題であり、家庭内の活動は、社会活動との両立を前提として派生的に扱われるにすぎない。またこの法律に「家族を構成する男女」という表現があるが、夫婦という単位を特定したものではない。「夫婦」は「家族」あるいは「家族内の男女」と変更すべき。		
14	「ひとり親家庭への支援」の「目指すべき姿」に「ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が図られ、ひとり親家庭において、子どもが健全に育成されています」とあるが、「自立」という表現は意味が明確でないうえ、社会的支援の利用を妨げるおそれもあり妥当ではない。また「子どもが健全に育成される」べき、であるのはひとり親家庭に限られないため不適切と考える。ここでの目標は「ひとり親家庭の生活が安定している」で足りると考える。	C	自立の促進を掲げており、様々な視点から多様な考え方に沿って進めるため、今後の検討とさせていただきます。
15	「現状と課題」に「離婚時点で非正規雇用の家庭が多く」とあるが、どのようなエビデンスがあるかに疑義がある。ひとり親家庭は離婚によってのみ生じるわけではなく、離婚の場合であっても、離婚時点において当事者双方が非正規雇用であることが多いと推測することは困難に思う。	A	「離婚によりひとり親家庭となった家庭は非正規雇用が多く」に改めます。

16	ひとり親家庭への支援の取組として、親権問題や養育費についての相談体制を整備すべき。	C	離婚後の共同親権の導入など子どもの養育に関するルールの見直しについては、離婚前からの支援体制の整備が必要ととらえており、今後の研究課題とさせていただきます。
17	多くの自治体でスタンダードとなっている子育て支援策について 紙おむつ支給、こども食堂支援、給食無償化についての記載は以下の通りで、「計画」と銘打つに値しない。事業内容、対象人数、必要予算についての現時点での把握状況と目標年次を明記すべき。 P79「子ども向け紙おむつの無償化(子育て経験者が家庭を訪問し、紙おむつを交付しながら相談支援を行う事業)の実施に向けた研究」 P95「子ども食堂への支援」 P103「市民の関心が高い給食費の無償化については、段階的な取組を進める必要があります。」	C	市としては課題であることを認識しており、実施時期等について現時点では具体的ではないが、計画期間に取り組むことを明確にしたものです。
18	国の制度に縛られる保育園、幼稚園、こども園の垣根、区別を撤廃して、施設ごとに特色を持たせたいと、利用者が自由に選択し、場合により転所できるものにして欲しい。	C	今後の参考とさせていただきます。
19	小中学校については、東京や神奈川東部では自由に私立を選べるのに対し小田原では私立の選択肢がほぼ無い。その代替策として学区制を緩和したうえ、公立校にも特色を持たせ、児童・生徒と保護者とが自由に学校を選べ	C	今後の参考とさせていただきます。

	るようにして欲しい。その前提として、公立校の先生を学級担任や生活指導をしない（予備校講師のような）学科専任と、学級担任や生活指導も行い学業以外の部分で人格形成に影響を与える先生とにコースを分け、それぞれ適材適所の採用をして欲しい。部活の地域化も推進して欲しい。このような独自の施策なしに小田原は私立の選択肢の豊富な地域と、子育ての条件で競争できないと考える。		
20	「こども計画」と「新しい学校づくり推進事業」は共に現行の小田原市の行政課題であるが、国政レベルでの所轄官庁の違いによって十分なすり合わせ、「総合施策化」が難しいと予想できる。小田原独自に、あえて同時並行的に、総合的に検討し、措置することを要望する。市内のほとんどが一学年一学級や小規模校であっては、こどもの社会性の涵養や個性や自主性を活かすような多様性の包括に不足する。理想的には小学校内でのクラス替え、担任替え、教科の担当替え、中学校での他の小学校出身者との交流を経て、できるだけ多くの同世代や大人、すなわち多種多様な社会環境や価値観とのかかわりを広げ、深め、自らが相対的な強者、弱者、多数派、少数派となる立場を経験して、その後の高等教育や仕事での経験へと繋げることが望ましい。逆に東京や神奈川東部	C	今後の参考とさせていただきます。

	の私立校では、似かよった環境に育った児童・生徒が集まることによる社会性の制約もあると思われる。学区制の緩和や特色の異なる公立校で多様性を確保することが、小田原での子育てのセールスポイントたり得ると考える。		
21	小田原駅付近は、こどもコーナーが充実した図書館やおだびよ、産後ケアを受けることができる産婦人科、おだたんの子ども向けイベントなど、車を持たない移住してきた住民も育児がしやすい環境だと思います。 ただ、子どもが体を動かしたり自然に親しむことができる場所が欲しいです。 具体的には、(1)小学生も靴を脱いで遊べるスペースや自習室などを備え高校生まで通える児童館、(2)週2日以上定期開催するプレイパーク、(3)気軽に山歩きができる市民の森、です。	C	本市では、(1)については、川東タウンセンターマロニエ内に「児童プラザラッコ」を設置しています。 (2)については、市で活動を支援している団体が、月に1回程度、市内の公園でプレイパークを開催をしております。引き続き市民の皆様のニーズも確認し、今後の参考とさせていただきます。 (3)について、本市は森里川海のような自然環境に恵まれた地域特性を活かし、各種ハイキングコースを設定しています。 このような既存のサービスの周知に努めるとともに、市民の皆様のニーズに長期的な視点で応えるよう、取組を進めるなど、今後の参考とさせていただきます。
22	誰一人取り残さない社会の実現ということで、不登校支援を充実させていただきたいと思っております。 ・行政、学校、家庭、フリースクール、オルタナティブスクールなどの密な連携。	C	これまでも本市ではフリースクール等との連携に向けた取組を行っております。今後も市・保護者・学校・フリースクール等が連携していくことが重要であると捉えています。 フリースクール等を利用するご家庭への補助金等については、今後の参考

・フリースクールなどの通う生徒への積極的な出席認定 ・フリースクールなどに通う家庭への補助金 ・フリースクール運営への補助、支援 昨今不登校である児童が増加傾向にあることは周知の事実かと思います。そのため、フリースクールなども含めた子どもの居場所は増えつつありますが、無償ボランティアで運営することも多く資金面でのやりくりがどこも難しいことが多いです。 その結果、事業が継続できず子どもたちにとっての居場所がなくなってしまいうこともあります。 一方、事業継続のため、人件費の捻出のため授業料を高額にせざるを得ず、限られたご家庭しか通うことができない場所もあります。 こどもにとって安心できる居場所を と探しているご家庭であっても、金銭面がネックになり通学させることが叶わず、結果自宅で子どもと過ごさざるを得ない状況もあります。 公立に通うこともたちはひとりあたり、月に8万～13万ほどの税金をかけて運営していると本で読みました。 それにはもちろん設備費なども含まれていますが、公立の学校に全く通うことができないご家庭は税負担が課されているものの、全く恩恵を受けら	にさせていただきます。
---	--------------------

	れなくなるというのは不公平だと感じます。 例えば、鎌倉市では、児童生徒 1 人あたりの補助金額は、月ごとの利用料等の 3 分の 1 の額で、上限 1 万円が補助されています。 ご家庭の負担を軽減するような仕組みを考えて頂きたいと存じます。 小田原市が子育てしやすいまちになることを期待しております。		
23	私自身は中学生～小学生まで 4 人の子どもを育てています。小田原市には児童館がありません。 子育て支援センターに下の子を連れていくと、上の子がうらやましがるので、（下の子も話してしまう）下の子が生まれてからは、時間的都合も合わずほぼ行くことはなくなりました。 また、わが子が中学生に上がってからはますます居場所というところがないと感じます。 昨今様々な事件もあり、商業施設やファストフード店以外の場所で過ごしてほしいという親の要望もあります。 例えば横浜ですと、桜木町直結で「さくらリビング」という場所があり、積極的に中高生が活用している印象です。他地域でも、児童館が中高生の居場所の一つになっている場面もあります。 小田原市として、放課後子ども教室を進めてきたということは重々承知で	C	本市では、公民館等を活用した子ども食堂等の子どもの居場所づくり活動を支援し、学校や家庭以外に子どもが集える多様な居場所の確保に努めています。 御意見をいただいた児童館のような常設の子どもの居場所は、市内にはありませんが、地域における子どもの居場所づくりを進めることで、児童館に代わる機能として、地域で安心・安全に子どもが過ごせる居場所を確保していきます。 今後、地域において活動している子育て支援団体等の皆様と意見交換を行い、子育て支援に係る課題や必要な支援の把握に努めていきます。

	すが、週 1 回低学年のみ長期休みは開催していない放課後子ども教室に、果たしてどこまでの機能を持たせるのか？ また、今は個人情報にもとても厳しい時代。学校内に地域の方が入ってくることは、親としても怖いことだと思っています。 「この子がいるからここの施設はいけない！」と考えながら、過ごさなくても済むよう、0 歳から 18 歳くらいまでの子どもたちが活用できる施設を望みます。 （最近、不登校の子が図書館で勉強していたら、学校に通報されてしまったという話も聞きました。全国的には図書館は、学校にいけない子もおいで！と呼びかけているところがほとんどの中、時代の流れに逆行しているように感じます。） 私は公民館を活用しての居場所づくりや子ども食堂にも取り組んできました。市内には様々な子育て支援団体がいると思うので、そこに対してヒアリングなども行うべきだと考えます。		
--	---	--	--

(3) その他に関すること (3件)

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	「こども」と「子ども」の表記が入り混じっており大変読みづらいので固有名詞以外についてはどちらかに統一してほしい (素案について15ページ、49ページ、63ページ等多数)。	A	法令等で用いられる固有名詞以外については「こども」で統一するよう、改めて点検し、徹底します。
2	市の行政上で「子ども」と「こども」の用法に区別する意図があるか、あるいは関連法の表記に従うだけか。素案の中でも「子ども」と「こども」が規則性なく混在しており統一すべき。	A	法令等で用いられる固有名詞以外については「こども」で統一するよう、改めて点検し、徹底します。
3	私は中学3年生です。別の市に住んでいる弟(当時小学1年生)は子育て会議の公募委員をしています。私も子供からの意見を公募委員になって提案していきたいので、公募委員の年齢制限をさげてください。	C	こども・若者の意見表明権を重要な取組と考えています。計画案の中でも計画の進捗管理等を行う新体制をこれから決定する段階にあるので、その際に選出区分を含め検討いたします。